

令和7年度

委 託 業 務 仕 様 書

- 1 委 託 業 務 名 高機能消防指令センター更新設計業務
- 2 業 務 場 所 上尾市消防本部 指令課
（ 納 入 場 所 ）
- 3 履 行 期 間 契約締結日から令和9年3月31日まで

委 託 の 大 要	高機能消防指令センター更新設計業務 1 令和7年度 2 令和8年度
-----------------	---

委 託 業 務 内 訳 書

No.1

名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
高機能消防指令センター更新設計業務						
1 令和7年度						
(1)直接人件費		1	式			
(2)直接経費		1	式			
直接原価	直接人件費+直接経費					
(3)間接原価(その他原価)		1	式			
業務原価	直接原価+間接原価					
(4)一般管理費		1	式			
業務価格						
2 令和8年度						
支援業務						
(1)直接人件費		1	式			
(2)直接経費		1	式			
直接原価	直接人件費+直接経費					
(3)間接原価(その他原価)		1	式			
業務原価	直接原価+間接原価					
(4)一般管理費		1	式			
業務価格						
小 計						
消費税及び地方消費税の額						10%
合 計						

一 位 代 価 表

No.1

名 称	内 容	数 量	单 位	单 価	金 額	摘 要
1 令和7年度						
(1) 直接人件費						
① 計画準備	主任技師		人			
	技師(A)		人			
	技師(B)		人			
	技師(C)		人			
② 基本計画書作成	主任技師		人			
	技師(A)		人			
	技師(B)		人			
	技師(C)		人			
③ 先進技術動向調査及び有効性調査	主任技師		人			
	技師(A)		人			
	技師(B)		人			
	技師(C)		人			
④ 概算費用算出	主任技師		人			
	技師(A)		人			
	技師(B)		人			
	技師(C)		人			
	技術員		人			
⑤ システム設置箇所調査	技師(A)		人			
	技師(B)		人			
	技師(C)		人			
⑥ システム要求水準検討及び調達仕様書案作成	主任技師		人			
	技師(A)		人			
	技師(B)		人			
	技師(C)		人			
	技術員		人			

一 位 代 価 表

No.3

名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
2 令和8年度						
(1) 直接人件費						
① システム参考レイアウト図面作成	主任技師		人			
	技師(A)		人			
	技師(B)		人			
	技師(C)		人			
	技術員		人			
② 事業費積算	主任技師		人			
	技師(A)		人			
	技師(B)		人			
	技師(C)		人			
	技術員		人			
③ 発注支援業務	主任技師		人			
	技師(A)		人			
	技師(B)		人			
	技師(C)		人			
④ 成果品作成	主任技師		人			
	技師(A)		人			
	技師(B)		人			
	技師(C)		人			
	技術員		人			
⑤ 照査(令和8年度設計)	主任技師		人			
	技師(A)		人			
	技師(B)		人			
⑥ 打合せ協議						
中間打合せ(6回)	主任技師		人			
	技師(A)		人			
	技師(B)		人			

高機能消防指令センター更新設計業務特記仕様書

上尾市消防本部指令課

1 適用範囲

本仕様書は、上尾市消防本部が委託する高機能消防指令センター更新設計業務（以下「本業務」という。）について適用するものとする。

2 本業務の目的

上尾市消防本部（以下「発注者」という。）では、高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線システム（以下、「新システム」という。）の更新整備を計画している。

これらの更新整備にあたり、発注者及び関連する防災関連システム等の運用要件等の現況、課題、技術動向等を調査検討し、あるべき消防指令業務に関する要件を整理したうえで更新整備にかかる基本設計書として策定する。

さらにこの基本設計書に基づき、新システムを発注するための調達仕様書等の図書類を作成及び専門的な知見をもって調達支援することを本業務の目的とする。

3 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 総則

(1) 資料の貸与

ア 発注者は、本業務を実施するにあたり、次の資料を受注者に貸与するものとする。

(ア) 現行システムの完成図書

(イ) その他、発注者が必要と認める資料

イ 受注者は、貸与された計画書、図書及びその他関係資料等の必要がなくなった場合は、遅滞なく、発注者に返却するものとする。

ウ 受注者は、貸与された図書、その他関係資料等を丁寧に扱い、損傷してはならない。

万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

エ 受注者は、守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

オ 受注者は、貸与品について、借用品目、数量、借用期間、借用責任者を明記した借用書を提出するものとする。

(2) 守秘義務

受注者は、業務期間中ならびに業務終了後においても、本業務により知り得た情報について、セキュリティ事故が発生しないよう適切な管理を行うものと

する。また、発注者の許可なく情報を外部に公表してはならない。

(3) 関係法令の遵守

受注者は、業務等の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

(4) 修補

受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。

(5) 再委託

ア 受注者は、次に掲げる「業務の主たる部分」については、これを再委託することはできない。

(ア) 業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等

(イ) 解析業務における手法の決定及び技術的判断

(ウ) 調達仕様書の作成、見積、RFI（情報提供依頼）の実施

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、製図、トレース、資料整理、模型製作などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、前各項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。

エ 受注者は、業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し業務等の実施について適切な指導及び管理のもとに業務等を実施しなければならない。

5 対象システム

(1) 本業務において対象とするシステムは次のとおりとする。

ア 消防指令システム

イ 消防救急デジタル無線システム

ウ 消防業務システム（消防 OA）

エ その他消防指令システムと一体で構築するサブシステム

(2) 消防救急デジタル無線システムについては、発注者の活動上必要な機能を確保するための検討を行い、費用対効果・無線局免許付与にかかる諸条件を十分考慮したシステム構築案を策定すること。

(3) 発注者及び管轄市町の防災部局保有システムとの連携についても導入検討の対象とすること。

6 業務内容

(1) 計画準備

ア 受注者は、作業に先立ち、消防年報等の貸与資料により発注者の現状業務運用状況の確認を行うとともに、作業に使用する各種資料の準備を行うものとする。

イ 受注者は、作業人員の配置、作業スケジュールの設定を行い、書面で提出し発注者の承認を得るものとする。

(2) 基本設計書の確認

受注者は、基本設計書案の作成後、発注者及び所要関係部門等に対しヒアリングを実施し、課題事項等を確認したうえ、発注者の承認を得て、調達仕様書策定の前提条件とすることとする。

(3) 先進技術動向調査及び有効性評価

ア 受注者は、新システムにおける課題対策に関する先進技術動向について、RFI（情報提供依頼）による調査を実施し、再整理された課題の解決策としての有効性の評価を行うものとする。

イ RFI（情報提供依頼）を実施する際は、受注者は情報提供先メーカー等に対する依頼書の素案を作成し、発注者に提示するものとする。

ウ 受注者は、先進技術有効性評価結果を踏まえ、基本設計書の機器構成案及び概略機能案について見直し検討を行うものとする。

エ 本整備は総務省消防庁の「消防防災施設整備費補助金交付要綱」に基づき、補助金事業としての整備を前提としているため、最新の補助金要領（消防防災施設整備費補助金交付要綱（最終改正 令和6年3月27日消防消第81号）に示す要件から、「消防指令システムの標準仕様書等の策定について（通知）」（令和6年3月27日付け消防情第94号）に基づき消防指令システムを整備するものに限るとされていることから、当該仕様書に準拠した仕様による整備を行うものとする。

オ 総務省消防庁において実施されている「消防指令システムの高度化等に向けた検討会」において検討されている、消防業務システム（消防OA）に関する動向を参照することともに、また、消防指令システムに導入が可能なクラウド技術（気象情報収集機能、災害情報等伝達機能、順次指令機能、SaaS型消防指令システム開発動向等）について技術動向調査を行い、発注者と協議の上調達仕様に反映すること。

(4) 概算費用算出

ア 受注者は、先進技術動向調査及び有効性評価における検討並びに見直し結果に基づき、システムメーカー等から見積りを徴取し、予算規模確認用の概算費用算出を行うものとする。

イ 見積徴取にあたって受注者は、メーカーに対する依頼書の素案を作成し、発注者に提示し、承認を得るものとする。見積依頼は発注者の承認後受注者が実施し、回答を整理の上、発注者に報告すること。

(5) システム設置箇所調査

ア 受注者は、高機能消防指令センター（指令室、機械室、電源室）及び機器の設置にあたって問題が生じる可能性があると考えられる署所等の新システム設置予定場所について庁舎平面図等を収集し、机上調査及び保守業者へのヒアリングを行い、新システムへの切替方法の検討及びシステム設置の際の留意点の確認を行い、調査報告書に取りまとめるものとする。

イ 調査報告書は、新システム整備事業者が据付詳細設計を行うための参考資料として入札時の設計図書に添付することを前提とする。

(6) システム要求水準検討及び調達仕様書案作成

ア 受注者は、要求事項確認結果及び先進技術有効性評価結果をもとに、システム要求水準の検討を行い、システム要求水準書として取りまとめ、またその結果を調達仕様書案として取りまとめるものとする。

イ 調達仕様書案は次の項目について記載するものとし、「消防指令システムの標準仕様書等の策定について（通知）」（令和6年3月27日付け消防情第94号）」に示される項目に準拠して策定する。

(ア) 総則

(イ) 共通条件

(ウ) システム構成

(エ) システム要求仕様条件

① 機能仕様条件

② 構造仕様条件

③ 機器仕様条件

(オ) 詳細条件（システム及び据付・調整 等）

(カ) 据付・調整条件

(キ) 契約不適合対応・保守対応条件

(7) システム参考レイアウト図面作成

受注者は、システム設置箇所調査結果等を踏まえた上で、次の図面を作成するものとする。

ア 指令室・機械室・電源室機器参考レイアウト図

イ システム全体構成図(案)

ウ システムネットワーク構成図案

エ 既設システム・新システムへの移行手順案

オ 署所に関する現況図

カ その他必要な図面

(8) 事業費積算

受注者は、調達仕様書案の条件に基づき、システムメーカーから見積書を徴取し、システム整備事業の上限価格及び保守業務の参考価格設定のための事業費積算を行うものとする。

見積徴取先については、新システム相当の導入実績の豊富なシステムメーカー等から選定し、発注者の承認後、受注者が実施し、回答を整理の上発注者に報告すること。

また、工事費については、公定積算要領に基づきその妥当性を検討すること。

(9) 発注支援業務

受注者は調達仕様書提出後に発注者が行う新システムを発注するための発注手続きにかかる技術的支援を実施するものとする。

(10) 打合せ協議

ア 打合せ協議は適宜実施するものとする。

イ 打合せ協議には管理技術者及び部門担当技術者が出席するものとする。
また発注者・受注者の日程調整を容易にするため遠隔参加（Web 会議）も活用するものとし、Web 会議設定は受注者が行うものとする。

(11) 成果品の納入

本業務における成果品は、次のとおりとし、紙媒体ファイルを5部、電子媒体を1部（CD-R 収納）提出するものとする。

ア 基本設計書

イ 先進技術調査及び有効性評価報告書

ウ 概算事業費積算書

エ システム設置箇所調査報告書

オ 調達仕様書案

カ システム要求水準書案

キ 中間報告書

ク システム参考レイアウト図

ケ 事業費積算書

コ 発注支援業務計画

サ 発注支援業務報告

シ 打合せ議事録

ス その他必要書類

(12) 年度ごとの成果物の内訳

仕様書に示す成果品一覧	提出時期 目安	令和7年度 報告成果品	令和8年度 報告成果品
ア 基本設計書	R8.3	○	
イ 先進技術調査及び有効性評価報告書	R8.3	○	
ウ 概算事業費積算書	R7.12	○	
エ システム設置箇所調査報告書	R8.3	○	
オ 調達仕様書案	R8.3	○	
カ システム要求水準書案	R8.3	○	
キ 中間報告書（R7年度完了報告書）	R8.3	○	
ク システム参考レイアウト図	R8.12		○
ケ 事業費積算書	R8.12		○
コ 発注支援業務計画	R8.12		○
サ 発注支援業務報告	R9.3		○
シ 打合せ議事録	適時 ^{*1}	○	○
ス その他必要書類（関係機関協議資料）	適時 ^{*2}	○	○
業務報告書（本案件の完了報告書）	R9.3		○

※1：打合せ議事録は打合せ終了後速やかに提出・確認を行うが、年度毎の報告書に当該年度分を取り纏め提出する。

※2：関係機関（関東総合通信局）協議資料は令和7年度に実施予定の協議結果により、令和8年度再協議が生じた場合令和8年度にも提出する。

7 完了報告

(1) 受注者は、年度ごとに完了している業務について委託業務完了報告書を提出し、発注者の業務履行の確認を受けるものとする。

(2) 発注者は、事業等の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するものとする。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。

(3) 発注者は受注者の管理技術者の立会いのうえ、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

ア 事業等成果品の検査

イ 事業等状況の検査

業務等の状況について、議事録等により検査を行う。

8 支払い方法等

- (1) 支払いは年度ごとに支払うものとし、受注者は、発注者による業務履行の確認を受けた後、委託料の支払請求書を発注者に提出すること。
- (2) 発注者は、受注者からの支払請求書に基づき、委託料を支払うものとする。

9 成果物及び成果物に係る知的財産権の帰属等

- (1) この契約の履行に当たり、知り得た情報及び発注者が開示した一切の情報を本業務の用に供する目的以外に利用しないこと。
また、知り得た情報等は第三者に開示、漏洩及び盗取されないよう必要な措置を講ずること。
ただし、当該情報等を第三者に開示する必要がある場合は、発注者と事前に協議し、書面等により承認を受けること。
- (2) 本業務において提出された資料や成果物については、発注者が自由に使用、実施、複製、改変を行えるものとする。
- (3) 提出された成果物に第三者の著作物等（以下「第三者著作物」という。）が含まれる場合、受注者は当該第三者著作物の使用に必要な費用の負担、使用許諾契約に係る一切の手続き等を行うこと。契約の締結に際しては事前に契約する内容を発注者に連絡し、承認を得ること。
- (4) 本業務の履行や成果物等に関し、第三者との間に工業所有権、著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じたときには、当該紛争等の原因が発注者の重過失による場合を除き、受注者の負担において一切を処理すること。
ただし、当該紛争等において、発注者の判断で受注者に協力するのが妥当と判断した場合には、適切な措置を講ずるものとする。

10 業務スケジュール

受注者は、本業務履行に当たり業務内容の詳細を記載した「業務スケジュール」を提出し、発注者と事前に十分打ち合わせ、その指示に従うこと。

なお、「業務スケジュール」に変更が生じた場合は、速やかに変更後の「業務スケジュール」を発注者に提出するとともに、変更後のスケジュールについて発注者と協議し、承認を得て、業務を履行すること。

11 業務体制等

- (1) 受注者は、本業務を確実に履行できる体制を設けること。
- (2) 受注者は、自社に在籍し、過去5年度間（令和2年度から令和6年度まで）に受注者の元請業務において、高機能消防指令センターⅡ型若しくはⅢ型に相当する設備の設計コンサルティング業務（調達支援、実施設計等）に管理

技術者として従事した経験を有する者を管理技術者として選任し、発注者に届け出るものとする。

また、管理技術者のほか、以下の部門担当者を配置し発注者に届け出るものとする。なお、管理技術者と部門担当者の兼務及び各部門担当者の兼務は認める。

ア 消防指令システム検討部門

既設消防指令システム及び消防業務システム（消防 0A）の改善すべき事項の取りまとめを行い、次期消防指令システム及び消防業務システム（消防 0A）の所要機能を取りまとめる。

イ 消防救急デジタル無線システム検討部門

消防救急デジタル無線システムの既設システムの改善点の取りまとめを行い、新システム構築にあたっての電波伝搬シミュレーション等を実施したうえで、新システムにおいて有効な通信手段の検討もを行い、発注者の活動範囲での最適な通信システム所要機能を取りまとめる。

自社に在籍し、過去5年度間（令和2年度から令和6年度まで）において、消防救急デジタル無線システム（類似として都道府県防災行政無線デジタル無線システムを認める）のシステムの設計コンサルティング業務（調達支援、実施設計等）に従事した経験を有する者を含むこと。

ウ 総務省消防庁が示す先進技術検討部門

消防指令システムの高度化等に向けた検討会 最終とりまとめ（令和7年3月26日）で示されたクラウド活用に向けた周辺環境に関する検討や先進的な取組に関する調査等について検討し、新システムの具備すべき機能要件に対する前提条件を取りまとめ、基本設計書作成に資するものとする。

エ 上尾市・伊奈町における都市機能を考慮した消防指令システムの在り方に関する検討部門

上尾市、伊奈町を取り巻く都市状況について調査分析を行い、将来都市像に基づく街づくりの要件を調査検討し、併せて発生時の消防本部及び市関係各部門（水防本部、危機管理体制 担当部門等）の災害対応対策について調査検討し、新システムの具備すべき機能要件に対する前提条件を取りまとめ、基本設計書作成に資するものとする。

(3) 受注者は、業務体制、連絡体制に関し「業務実施計画書」及び「業務履行体制表（業務従事者名簿含む）」を作成し発注者に提出すること。

(4) 受注者は、指令システム及び無線システムメーカー（指令システム及び無線システム販売代理店を含む）からの出向者を本事業に従事させてはならない。

12 業務日時

- (1) 受注者は、発注者において業務を行う場合は、原則として平日午前9時から午後5時15分までの間に行うこと。ただし発注者の承認を得た場合はこの限りでない。
- (2) 業務を行うに当たり、発注者の業務に影響を及ぼさないよう十分注意すること。
- (3) 業務日時に変更があるときは、発注者に報告のうえ、その指示に従うこと。

13 成果物の納入場所

〒362-0013 上尾市上尾村 537 番地
上尾市消防本部指令課

14 情報セキュリティ体制

受注者は、本業務履行に当たり、個人情報保護、データ管理、不正侵入防止、ウィルス対策、改ざん防止、データの暗号化等のセキュリティ対策を十分に講じるとともに、次の項目を記載した「情報セキュリティ管理体制及び責任体制に関する資料（任意様式）」を発注者に提出すること。

- (1) 情報セキュリティ責任者
- (2) システム管理者
- (3) インシデント対応責任者
- (4) 個人情報保護管理者
- (5) 監査・点検/点検責任者

15 疑義

応札に当たっては本仕様書を十分に検討し、疑義のある場合は期限までに指
定の方法により質問し、その内容を熟知のうえ応札するものとする。期限経過
後の質問については受付けない。

16 本業務受注者等に対する入札制限等

受注者は、本業務の成果に基づくシステム構築及びシステム稼働後の運用・
保守業務を受託できないものとする。

また、受注者の親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに緊密な利
害関係を有する事業者についても、本業務の成果に基づくシステム構築及びシ
ステム稼働後の運用・保守業務を受託できないものとする。

17 留意事項

- (1) 企画提案したことは実施しなければならない。ただし、変更等が必要な場合において、相互で協議したものについては、この限りではない。
- (2) 本業務内容には、目的を達成するために必要な作業を総合的に含むものとし、発注者が必要と認めた場合を除き、業務内容の軽微な変更に対する増減額変更はしないものとする。
- (3) 業務実施中（現場確認作業など）の作業中においては、事故、その他の損害を生じさせないように十分に留意するものとし、受注者の責めにより発生した損害については受注者において処理するものとする。
- (4) 本業務の実施に際し、疑義が生じた場合は速やかに発注者と協議し、指示を受けるものとする。

18 その他

- (1) 本業務の履行に当たっては、本業務を理解し、発注者と連絡を密にとること。
- (2) 本仕様書に記載する業務を履行するうえで、仕様書に記載されていない事項でも必要と認められる事項については、発注者と協議して決定すること。
- (3) 本業務の実施に当たり、必要に応じて、既設システム等の運用・保守事業者等の協力を得ること。なお、保守業者の詳細は、契約後に通知する。
また、本業務に関連して他の業者と打合せ等を行う場合は、事前に発注者の了承を得ることとし、打合せ終了後は、内容の報告を行うこと。
- (4) 本業務の委託内容の見直しや追加業務等が生じる際は、発注者との契約変更に係る協議に応じること。

19 履行期限

令和9年3月31日（水）

※高機能消防指令センター更新に伴う調達仕様書案については、令和8年9月30日（水）までに納入すること。

20 連絡先

仕様書及び契約に関する問合せ先

上尾市消防本部指令課

担当 板倉・池田

電話 048-775-1311

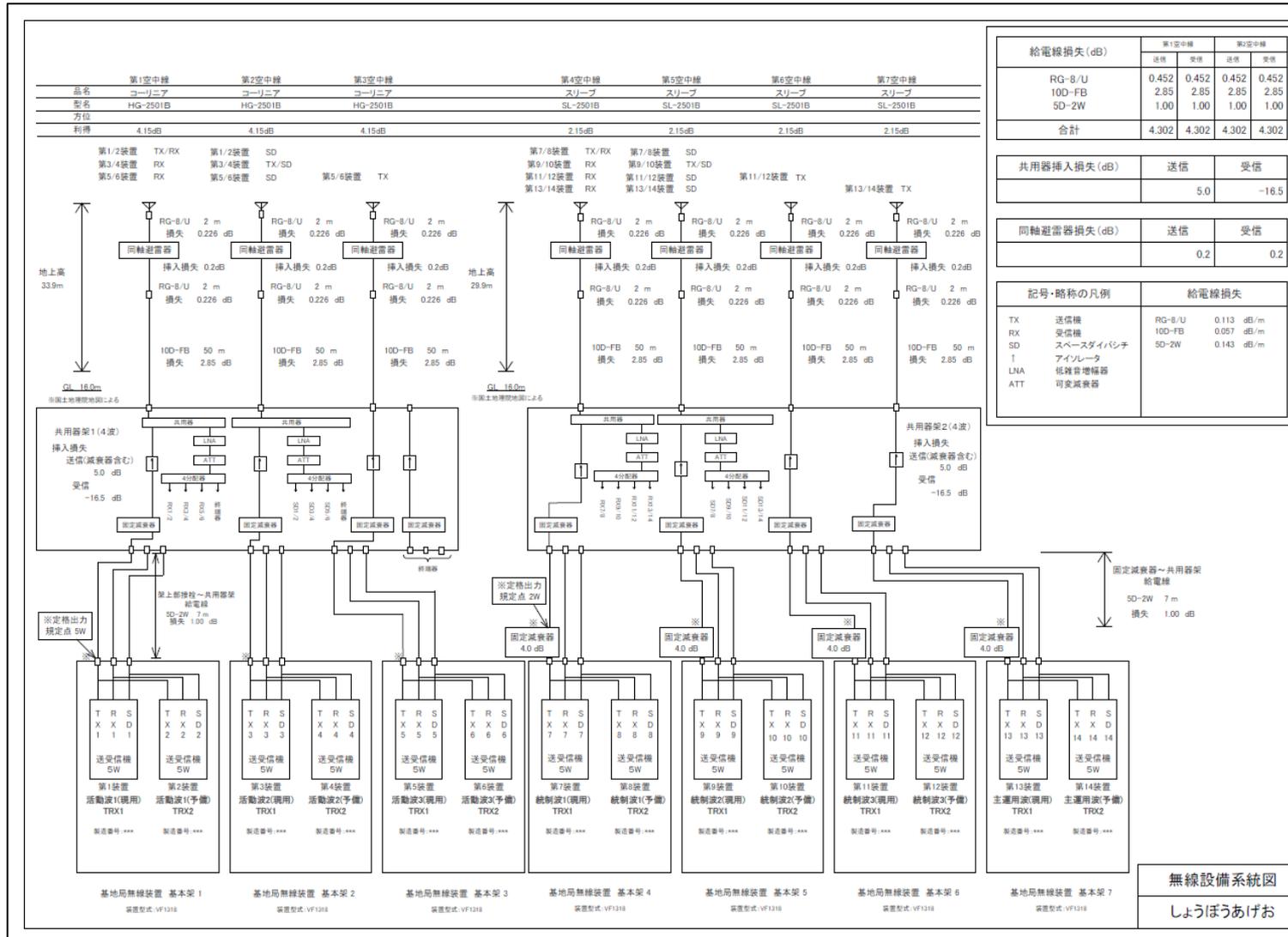
現行消防指令システム機器一覧

	機 器 名	数量	概 略 仕 様
1	指令装置		
	(1) 指令台	3 台	3座席独立分離型
	(2) 自動出動指定装置		
	ア 制御処理装置	1 式	AT互換
	イ ディスプレイ	3 台	LCD画面タッチ方式
	(3) 地図等検索装置		
	ア 地図等検索装置	3 台	AT互換
	イ 地図用ディスプレイ	3 台	LCD画面タッチ方式
	(4) 支援情報表示装置		
	ア 制御処理装置	3 台	AT互換
	イ ディスプレイ	3 台	LCD画面タッチ方式
	(5) 長時間録音装置	1 台	デジタルHDD録音方式
	(6) 非常用指令設備	1 台	
	(7) 指令制御装置	1 式	自立型
	(8) 携帯電話・IP電話受信転送装置	1 式	位置情報通知システム対応機能
(9) プリンタ	1 台	レーザー方式(A3対応)	
(10) カラープリンタ	1 台	レーザー方式(A3対応)	
(11) スキャナ	1 台	卓上型(A3対応)	
(12) 署所端末装置	7 台	無線バックアップ 指令機能付	
(13) 署所端末用無線受令機	7 台		
(14) 拡張台	5 台		
(15) 配線架台	1 架		
2	指揮台		
	(1) 指揮台	1 台	
	(2) 自動出動ディスプレイ	1 台	LCD画面タッチ方式
	(3) 地図等検索装置	1 台	
	(4) 地図用ディスプレイ	1 台	LCD画面タッチ方式
	(5) 支援情報表示制御処理装置	1 台	
(6) 支援情報ディスプレイ	1 台	LCD画面タッチ方式	
3	表示盤		
	(1) 車両運用表示盤	1 面	液晶式
	(2) 支援情報表示盤	1 面	液晶式
	(3) 多目的情報表示盤	1 面	液晶式

	(4) 災害情報収集表示装置 (5) 指令情報表示装置 (6) 屋外情報表示装置	1面 9台 7台	液晶式 各署所1式 各署所1式
4	無線統制台 (1) 無線統制台 (2) 無線拡張台	1台 1台	デジタル対応型、7波収容 7波収容
5	指令電送装置 (1) 指令情報送信装置 (2) 指令情報出力装置	1式 7台	Eメール、FAX指令機能付 届出情報、地図等検索機能付
6	気象情報収集装置	2台	上尾市・伊奈町各1式
7	災害状況等自動案内装置	1式	
8	音声合成装置	1式	蓄積・規則両用方式
9	出動車両運用管理装置 (1) 管理装置(Ⅲ型) (2) 車両運用端末装置 (3) 車外設定端末装置	1式 36台 29台	1パケット通信サービス網接続 6動態・ナビ一体型画面タッチ式 2個1組、4動態以上
10	システム監視装置	1式	
11	駆け込み119番通報システム	1式	
12	監視カメラシステム (1) 監視カメラ (2) 監視制御装置 (3) 監視モニタ装置	14台 1式 1台	各署2台(車庫・駆け込み通報)
13	携帯電話等Eメール自動指令装置	1式	
14	メルマガ配信及びWebページ対応費用	1式	
15	電源設備 (1) 無停電電源装置 (2) 直流電源装置(48V系) (3) 非常用発動発電機(高機能消防指令センター用)	1式 1式 1式	(停電補償10分以上) (停電補償5時間以上)
16	発信位置情報通知システム	1式	統合型
17	順次指令装置	1式	
18	FAX119番受付装置	1式	
19	メール119番受付装置	1式	
20	構内電話交換機	1式	分署含む

21	緊急対応用複合ファックス	8台	
22	緊急地震速報システム	2台	指令台連動機能含む 上尾市・伊奈町各1台
23	消防用高所監視施設	1式	
24	デジタル無線設備	1式	
25	J-ALERT受信システム	1式	
※	消防業務システム（消防OA）	1式	

空中線系統図



「CD-ROM等による成果物の表記例」



高機能消防指令センター更新設計業務

発注者：上尾市消防本部

受注者：〇〇〇〇〇〇〇〇

想定スケジュール

工 程 表

業務内容	令和7年度						令和8年度												摘要	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1. 計画準備	■																			
2. 基本設計書		■																		
3. 実施設計					- - - - -															R9年1月からは発注支援業務を行う
4. 完了報告						▲													▲	年度毎に完了報告を行う。
5. 関係機関等との協議(注1)					▲							▲								

(注1):無線局協議のための関東総合通信局対応(資料作成、打合せ参加等)